

コーポレートガバナンス基本方針

経営企画ユニット（企画グループ）

制定 2016年10月1日

改正 2024年 4月1日

第1編 総則

1. 目的

本基本方針は、第一生命ホールディングス（以下、「当社」という）が第一生命グループ（当社および当社の全ての子会社等を含む）におけるコーポレートガバナンスに係る基本的な事項を定めることにより、お客さま、株主、社会、従業員等のステークホルダーへの社会的責任を果たすとともに、当社の持続的な成長と企業価値の向上を実現することを目的とする。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、お客さま、株主、社会、従業員等のマルチステークホルダーからの負託に応え、その持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、経営の監督と業務執行のバランスを取りつつ、透明・公平かつ迅速・果敢な意思決定を行うことを目的として、本基本方針の定めるところにより、コーポレートガバナンス体制を構築する。

第2編 コーポレートガバナンス体制と取締役会等の責務

1. コーポレートガバナンス体制の全体像

当社は、取締役会において、経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行うとともに、監査等委員会設置会社として、取締役会から独立した監査等委員会により、職務の執行の監査等を実施する。また、経営の重要な意思決定および監督と、業務執行とを分離し、業務執行に係る迅速な意思決定を図るため、執行役員制度を採用する。さらに、経営の透明性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として、取締役等の選任・解任に関する事項を審議する指名諮問委員会および報酬に関する事項を審議する報酬諮問委員会をそれぞれ設置する。

2. 取締役会・取締役

(1) 役割

当社の取締役会は、法令、定款および当社関連規程の定めるところにより、経営戦略、経営計画その他第一生命グループの経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行う。法令、定款および当社関連規程にて定められている取締役会専決事項

を除き、業務執行に係る意思決定を迅速に行うため、業務執行に係る権限の多くを社長または各業務を担当する執行役員に委任する。

(2) 全体の構成

当社の取締役会は、取締役に求められる義務を履行可能な者の中で、様々な知識、経験、能力を有する者により構成し、定款の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数を11名以内、監査等委員である取締役の員数を5名以内とする。また、社外の企業経営者や学識経験者等、豊富な経験および見識を有する者による意見を当社の経営方針に適切に反映させるため、社外取締役を原則として取締役の3分の1以上選定する。

(3) 選任

①当社の取締役会は、社内取締役候補者について、第一生命グループの経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者を選任する。また、社外取締役候補者について、監督機能を十分に発揮するため、原則として次に掲げる事項を充足する者を選任する。

- ・企業経営、リスク管理、法令遵守等内部統制、企業倫理、経営品質、グローバル経営、マクロ政策等のいずれかの分野における高い見識や豊富な経験を有すること
- ・別に定め開示する社外役員の独立性基準に照らし、当社の経営からの独立性が認められること

②当社の取締役会は、執行役員について、会社の業務に精通しその職責を全うすることのできる者を選任する。

③当社の取締役候補者および執行役員の選任について、取締役会にて決定することとし、選任理由を開示する。なお、取締役については、指名諮問委員会での審議を経るものとする。

(4) 任期

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、定款の定めるところにより、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。なお、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）については、独立性確保の観点から、在任期間の上限を8年とする。

(5) 兼任

当社の取締役が当社以外の役員等を兼任する場合、取締役としての善管注意義務および忠実義務を履行可能な範囲に限るものとする。また、重要な兼任の状況について毎年開示する。

(6) 実効性評価

取締役会は、意思決定の有効性・実効性を担保するために、毎年、自己評価等の方法により、会議運営の効率性および決議の有効性・実効性について分析を行い、

その結果の概要を開示する。

3. 監査等委員会・監査等委員

(1) 役割

当社の監査等委員会は、株主からの負託を受け、取締役会から独立した機関として、法令に基づく第一生命グループに対する事業の報告請求および業務・財産状況の調査、当社の会計監査人の選解任および取締役（監査等委員である取締役を除く）の選解任・報酬等への意見陳述等の権限を行使すること等を通じて、当社の取締役の職務の執行・業績・財務状況、第一生命グループの内部統制体制等についての監査等を実施する。

(2) 全体の構成

当社の監査等委員は、財務・会計・法務に関する適切な知見を有する者を含み、定款の定めに従い、その員数を5名以内とする。また、その過半数を社外監査等委員により構成する。

(3) 選任

①社内監査等委員候補者について、取締役の職務の執行の監査等を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ十分な社会的信用を有する者を選任する。また、社外監査等委員候補者について、監査等機能を十分に発揮するため、原則として次に掲げる事項を充足する者を選任する。

- ・企業経営、リスク管理、法令遵守等内部統制、企業倫理、経営品質、グローバル経営、マクロ政策等のいずれかの分野における高い見識や豊富な経験を有すること
- ・別に定め開示する社外役員の独立性基準に照らし、当社の経営からの独立性が認められること

②監査等委員候補者の選任について、指名諮問委員会にて審議、監査等委員会にて同意、取締役会にて決定することとし、選任理由を開示する。

(4) 任期

監査等委員の任期は、定款の定めるところにより、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。なお、独立性確保の観点から、在任期間の上限を12年とする。

(5) 兼任

監査等委員が当社以外の役員等を兼任する場合、監査等委員としての善管注意義務および忠実義務を履行可能な範囲に限るものとする。また、重要な兼任の状況について毎年開示する。

4. 指名諮問委員会

(1) 役割

指名諮問委員会は、取締役会の諮問委員会として、当社および第一生命の取締役並びに第一生命の監査役の選解任手続において適格性の観点から確認を行い、委員会案を審議、決定の上、取締役会に提出する。

(2) 全体の構成

指名諮問委員会は、会長、社長および社外委員で構成し、社外委員は、社外取締役または社外有識者から取締役会が選任する。また、同委員会の独立性を確保するため、委員の過半数を社外委員とする。

5. 報酬諮問委員会

(1) 役割

報酬諮問委員会は、取締役会の諮問委員会として、当社および第一生命の取締役および執行役員の報酬制度に関わる事項について、委員会案を審議、決定の上、取締役会に提出する。

(2) 全体の構成

報酬諮問委員会の委員は、会長、社長および社外委員で構成し、社外委員は、社外取締役または社外有識者から取締役会が選任する。また、同委員会の独立性を確保するため、委員の過半数を社外委員とする。

6. 役員報酬

(1) 基本方針および基本原則

役員報酬制度を当社グループビジョンの実現を担う役員に対する「公正な処遇」の重要な要素として位置付け、次の事項を基本方針および基本原則とする。

①基本方針

- ・中長期的な目線を持って、ステークホルダーとの価値共有を実現する仕組みであること
- ・役割・責任の大きさおよびその発揮度合いを反映した、公正な報酬体系、適切な水準であること
- ・会社・個人業績と連動することで、各役員の貢献を評価し、グループとして重視する価値創造実現を後押しすること

②基本原則

- ・役割・責任に応じた適切な報酬設計
各役員の基本報酬は、役割・責任の大きさ、求める期待値、業績の達成度合い等を公正に反映した内容とする。また第一生命グループを支える人財を獲得・維持するために必要な制度設計とする。

- ・グループとして重視する戦略との整合
 中期経営計画をはじめとした第一生命グループの経営戦略・目標との整合性を確保する。
- ・会社・個人業績との連動
 業績向上に対する健全なインセンティブ強化として、単年度業績連動報酬や株式報酬制度を導入する。またその前提として、各役員が担う役割・責任の明確化とこれに基づく業績評価を行い、各役員の業績向上に対する貢献を的確に評価する。
- ・あらゆるステークホルダーとの利益共有
 中長期的な経営戦略に基づき定める指標を単年度業績連動報酬の評価に用いるほか、株式報酬制度を導入することで、お客さまや株主の皆さまをはじめとした様々なステークホルダーとの利益共有により、企業の持続的成長を通じた株主価値向上への一層強い意識付けを図るものとする。
- ・適切かつ競争力ある報酬水準
 業種等を考慮した第三者による企業経営者の報酬に関する調査等を参照しつつ、適切な報酬水準を決定する。また採用国等を踏まえた、グローバル視点での人材獲得も視野に入れた設計とする。
- ・客観性・透明性の確保
 役員報酬決定にあたっては、客観性を担保するために、社外委員を過半とする報酬諮問委員会にて審議のうえ、当社の取締役会にて決定する。
 また、役員報酬に関する基本的な考え方その他の重要事項の積極的な開示等を通じて、役員報酬と企業価値向上との関連をチェックするために必要な情報提供を行い、株主をはじめとしたステークホルダーに対するアカウンタビリティを果たす。

(2) 手続き

取締役および執行役員の報酬に関する体系ならびに個別の報酬額について、報酬諮問委員会にて審議、取締役会にて決定する。

(3) 取締役および執行役員の報酬

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）および執行役員の役員報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、基本報酬、単年度業績連動報酬（会社業績報酬、個人業績報酬）および株式報酬（譲渡制限付株式報酬および業績連動型株式報酬）にて構成する。また、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）については、基本報酬のみで構成する。

①基本報酬

職責に応じた定額報酬

②-1 単年度業績連動報酬（会社業績報酬）

業績向上のインセンティブとして、中期経営計画をはじめとする第一生命グループの経営目標を踏まえ選定する指標における目標値の達成度に連動

②-2 単年度業績連動報酬（個人業績報酬）

各役員が担う役割の達成度に連動

③-1 株式報酬（譲渡制限付株式報酬）

中長期的な経営目標の達成、株主との利益共有を目的として、譲渡制限が付された株式を割当

③-2 株式報酬（業績連動型株式報酬）

企業価値向上へのインセンティブとして、中期経営計画をはじめとする第一生命グループの経営目標を踏まえ選定する指標における目標値の達成度合いに連動

(4) 監査等委員の報酬

監査等委員の報酬については基本報酬のみで構成し、報酬の水準は、第三者による国内企業経営者の報酬に関する調査等を活用し、設定する。

7. トレーニング

当社は、取締役に対して、就任の際における第一生命グループの事業・財務・組織等に関する必要な知識の習得、取締役・監査等委員に求められる役割と責務を十分に理解する機会の提供および在任中におけるこれらの継続的な更新を目的に、個々の取締役・監査等委員に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行う。

第3編 株主の権利・平等性の確保、株主との対話

1. 方針

当社は、株主の権利および平等性が実質的に確保されるよう、適切な権利行使のための環境整備に取り組む。また、第一生命グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会以外の場においても、株主との建設的な対話を行うための体制整備を行う。

2. 株主総会

(1) 基本的な考え方

当社は、株主総会が当社の最高意思決定機関であること、および株主との建設的な対話を行うにあたっての重要な場であることを認識し、株主の意思が適切に第一生命グループの経営に反映されるよう、株主の属性等を踏まえ十分な環境整備を行う。

(2) 情報の提供

当社は株主が総会議案の十分な検討時間を確保できるよう、招集通知の早期発送

に努めるとともに、招集通知発送前に当社ウェブサイト等へその内容を掲示する等、電子的手段による公表を行う。

(3) 開催日程

当社は、多くの株主が株主総会へ出席することにより、株主との建設的な対話を実現するために、株主総会の開催日等を適切に設定する。

3. 株主との対話

(1) 基本的な考え方

当社は、経営幹部を筆頭に I R活動を展開する。I R活動を通じ、株主・投資家等に対し、経営戦略および財務・業績状況等に関する情報を公平かつ適時・適切に開示するとともに、株主・投資家等との対話を充実させる。第一生命グループの経営戦略等を的確に理解していただけるように努めることで、株主・投資家等からの信頼と適切な評価を得ることを目指す。また、当社は、I R活動を通じて収集した有用な意見、要望について、経営会議や取締役会にフィードバックし、企業価値の向上に役立てる。

(2) I Rポリシー

前号に定める基本的な考え方を実現するにあたっての方針を I Rポリシーとして策定し、開示する。

4. 政策保有株式

(1) 基本的な考え方

生命保険事業を営む第一生命グループ各社が株式を保有する場合は、資産運用の一環として原則として純投資目的で株式を保有するが、業務提携による関係強化等、純投資以外のグループ戦略上重要な目的を併せ持つ政策保有株式も一部保有する。なお、個別に保有の合理性を確認したうえで縮減の是非を判断し、取締役会における検証の内容は、毎年、開示する。

(2) 保有状況の確認

当社および政策保有株式を有する第一生命グループ各社は、個別の上場政策保有株式について、保有目的の適切性や資本コスト対比の収益性を、各社の取締役会で毎年度確認する。保有の適切性・合理性が認められない場合に加え、純投資としての保有意義も認められない場合は、売却を行う。

(3) 議決権行使

政策保有株式に係る議決権行使は、政策保有株式以外の株式と同一であり、別に定める議決権行使基準に則り、適切に対応する。

5. 関連当事者間取引

(1) 会社と役員との取引

当社が役員との間で法令に定める競業取引および利益相反取引を行うにあたっては、必ず取締役会による承認を得ることとする。また、当該取引を実施した場合には、法令の定めるところにより、その重要な事実を適切に開示する。

(2) 内部者取引

当社は、当社関係者による当社株式等の内部者取引を未然に防止するため、当社重要事実管理ならびに役職員等による当社株式等の売買等に関して遵守すべき事項を定め、厳格な運用を行う。

第4編 ステークホルダーとの協働

1. 方針

当社は、第一生命グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、お客さま、株主、社会、従業員等のステークホルダーとの間での良好な関係を築き、適切な協働に努める。

2. グループ行動規範

第一生命グループは、ステークホルダーからの期待に応え続け、持続可能な社会づくりに貢献するため「第一生命グループ行動規範」を策定し、ステークホルダーとの協働を確保しつつ、これを実践する。

3. サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応

第一生命グループは、グループ行動規範の実践によってサステナビリティを巡る課題に適切に対応する。また当社は、第一生命グループによる課題への対応状況等について、定期的に取り締役会へ報告を行う。

4. ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョンの推進

第一生命グループは、人財の多様な個性を最大限に活かすことで、新たな価値を創造し、持続的な成長を支えるべく、「ダイバーシティ（多様性）、エクイティ（公平性）&インクルージョン（包摂性）」を推進する。

5. 内部通報制度

当社は、内部通報に係る適切な体制整備を行う。また、その一環として経営陣から独立した内部通報に係る窓口を設置し、通報者の秘匿と不利益取扱に関する規律を整備、運用する。

第5編 その他

1. 情報開示

当社は、法令および株式会社東京証券取引所が定める有価証券上場規程の定めに従い、重要事実を適時・適切に開示するとともに、社会、お客さま、株主・投資家にとって有用な情報について、公平かつ適時・適切に開示する。

2. 制定・改廃

本基本方針は、取締役会がこれを定め、毎年見直すものとする。また、環境変化等に基づき、随時見直すことがある。

ただし、改正内容が軽微であるときは、経営企画ユニット担当執行役員が決定する。